

改正

昭和47年6月23日水管規程第1号

平成9年12月1日水管規程第5号

平成10年3月30日水管規程第1号

平成15年2月20日水管規程第3号

平成15年12月25日水管規程第1号

平成23年3月30日水管規程第2号

府中市水道条例施行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、府中市水道条例（昭和35年府中市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の種類)

第2条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置工事を新しく設ける工事
- (2) 増設工事 給水栓を増加する工事
- (3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
- (4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
- (5) 移転工事 家屋の移転等に伴い給水装置を移動する工事
- (6) 修繕工事 給水装置の破損の修繕等で前各号以外の軽易な工事

(工事申込書の提出)

第3条 条例第8条（給水装置の新設等の申込み）の規定による給水装置の工事の申込みは、次の各号に定めるところにより、所定の事項を記載した申込書を府中市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 新設、増設、改造、撤去又は移転の工事の申込み 別記様式第1号
- (2) 修繕の工事の申込み 別記様式第3号

(メーターの取付け)

第4条 条例第11条第1項に規定する管理者が指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事の設計及び施行する場合における水道メーターの取付けは、上水下水道課が行う。

（工事着手届の提出、使用材料の検査請求及び工事完成届の提出）

第5条 条例第11条第2項の規定による設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けようとするときは、別記様式第4号による工事着手届、給水装置工事使用材料申請書を第3条の規定による工事申込書に添えて管理者に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定により、工事完成後に管理者の検査を受ける場合は、別記様式第17号による工事完成届を提出するものとする。

（利害関係人の同意書の提出）

第6条 給水装置の工事申込みに際して、条例第11条（工事の施行）第3項の規定により利害関係人の同意書の提出を求められた者は、別記様式第1号中の所定欄に、土地、家屋及び給水管のそれぞれの所有者の同意を得て管理者に提出しなければならない。

（分岐引用者への通知等）

第7条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。この場合、分岐引用者が管理者に対して、その給水装置の改造又は給水本管取得の手続をしないときは、水道の使用を廃止したものとみなす。

（設計変更届）

第8条 上水下水道課又は指定給水装置工事事業者が設計を行った後において、工事申込者の都合によりその全部又は一部に変更の必要が生じたときは、別記様式第5号により管理者に届け出て承認を受けなければならない。

（工事費の算出方法）

第9条 条例第12条（工事費の算出方法）に規定する工事費の算出については、次の各号に掲げる方法により算出した額を基準として定める。

- （1）材料費は、その工事に使用する材料の数量に、材料単価額を乗じて算出する。
- （2）運搬費は、諸材料等の運搬に要する経費とする。
- （3）労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘さく作業、その他の作業についてそれぞれ作業に要する労力費の算出歩数にその作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じて算出する。
- （4）道路復旧費は、仮復旧費と本復旧費とする。

(5) 間接経費は、損料及びその他の経費とする。

(工事費の予納)

第10条 条例第15条（工事費の予納）の規定による工事費の予納は、納額告知書を発した日から15日以内に納付しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

(工事費分納の対象)

第11条 条例第16条（工事費の分納）の規定により工事費を分納できる工事は、官公署、会社その他管理者が分納の必要がないと認めるもの以外の工事で、かつ、工事費が3,000円を超えるものでなければならない。

(分納の申請)

第12条 工事費を分納しようとする者（以下「分納者」という。）は、別記様式第6号による給水装置工事費分納申請書（以下「分納申請書」という。）2通を提出して、管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請があった場合には、分納申請書に承認又は不承認の旨を記載して1通を申請人に交付する。

(分納申請の保証人等)

第13条 分納申請書には、家屋及び土地の所有者の承諾並びに2人以上の連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てなければならない。

2 保証人は、市内に居住する水道使用者で、独立の生計を営む者でなければならない。

3 工事費を分納する工事（以下「分納工事」という。）を指定給水装置工事事業者が施行するときは、当該指定給水装置工事事業者を第1項に規定する保証人の1人とする。

4 保証人は、分納者が分納期間中に分納の義務を怠った場合は、分納者とともに工事費を完納する責任を負わなければならない。

5 保証人が、その資格を失い、又は死亡した場合には、更に保証人を定めて変更の手続をしなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(分納期間中の費用負担)

第14条 分納期間中の給水装置の破損又は修繕に要する費用又は滅失等による損害は、すべて分納者の負担とする。

(分納残額の即納)

第15条 分納者が、分納期間中において、次の各号の一に該当するときは、工事費の残額を即納しなければならない。

- (1) 給水装置の工事完了後、給水の申込みをしないとき。
- (2) 給水装置の使用を廃止するとき。
- (3) 給水装置の所有者を変更するとき。
- (4) 新たに分納工事を請求するとき。

### 第3章 給水

(給水制限等の予告)

第16条 条例第22条（給水の原則）第2項の規定による給水の制限又は停止の予告は、はり紙、新聞、公告その他の方法による。

(給水の申込み)

第17条 条例第23条（給水の申込み）の規定による給水の申込みは、別記様式第7号による。

(代理人及び管理人の届出)

第18条 条例第24条（給水装置の所有者の代理人）又は第25条（管理人の選定）の規定により、代理人を設定し、若しくは管理人を選定したとき又は条例第26条（水道の使用中止変更等の届出）第2項第5号の規定により、管理人若しくは代理人に変更があったとき若しくはその住所に変更があったときは、直ちに、連署して別記様式第8号又は別記様式第9号により届け出なければならない。

(水道の使用中止その他の届出)

第19条 条例第26条（水道の使用中止変更等の届出）の規定により水道の使用をやめるときその他の届出は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 水道の使用をやめるとき。 別記様式第10号
- (2) 用途を変更するとき。 別記様式第11号
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 別記様式第12号
- (4) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。 別記様式第13号
- (5) 給水装置の所有者に変更があったとき。 別記様式第13号
- (6) 専用栓の標準に異動があったとき。 別記様式第11号
- (7) 火災のため消火栓を使用したとき。 別記様式第14号

(給水装置及び水質の検査)

第20条 条例第28条（給水装置及び水質の検査）第1項の規定による給水装置又は水質の検査の請求は、別記様式第15号又は別記様式第16号による。

(検査に要する特別費用)

第21条 条例第28条（給水装置及び水質の検査）第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

(メーターの機能検査)

第22条 水道メーター（以下「メーター」という。）の機能について検査の請求があったときは、管理者が日時を指定し、請求者又はその代理人に立ち会わせて検査する。この場合に、指定の日時に立ち会わないときは、その結果について異議を申し立てることができない。

(メーターの設置基準)

第23条 メーターは、専用給水装置ごとに1個を設置する。

2 1事業所又は1構内に対して給水するものは、これを1戸に給水するものとみなし、1個のメーターを設置する。

3 管理者が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず2個以上のメーターを設置することができる。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓を消防演習のため使用する場合は、1箇所1回の出水時間は3分を超えることはできない。ただし、特に管理者の許可を受けたものは、この限りでない。

(私設消火栓の封印)

第25条 メーターを設置していない私設消火栓は、管理者が封印する。

#### 第4章 使用料

(料金の徴収方法及び納期)

第26条 水道料金（以下「料金」という。）は、別記様式第14号の2による納入通知書により、6期に徴収する。

2 料金の納期は、次のとおりとする。

期別

第1期 3、4月分 5月1日から同月末日まで

第2期 5、6月分 7月1日から同月末日まで

第3期 7、8月分 9月1日から同月末日まで

第4期 9、10月分 11月1日から同月末日まで

第5期 11、12月分 1月1日から同月末日まで

第6期 翌年1月、2月分 翌年3月1日から同月末日まで

3 管理者は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(使用をやめる届出のない場合の料金)

第27条 条例第26条（水道の使用中止変更等の届出）第1項第1号の規定による水道の使用をやめる届出のない場合は、水道を使用しなくても基本料金を徴収する。

(使用水量の認定)

第28条 条例第39条（使用水量の認定）の規定により、管理者が使用水量を認定する方法は、次の各号による。

- (1) メーターに異状を生じ、その指示数が実際の使用水量と差異があると認めたときは、前回点検のときから改修を終るまでの使用水量は、前回又は改修後の平均水量を参考にして認定する。
- (2) メーターが設置されていないときその他の理由により使用水量が不明の場合には、条例第36条（料金）に規定する定額せんの料金を適用する。

## 第5章 管理

(給水装置の構造及び材質)

第29条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水せん、給水せん及びメーター等をもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、止水せんきょう、メーターきょうその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参しゃくして、管理者が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

(5) 給水装置の材料の種類は、別に管理者が定めるところによらなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第30条 条例第55条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(上下町の編入に伴う経過措置)

2 上下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、上下町簡易水道事業給水条例施行規則（昭和34年上下町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和47年6月23日水管規程第1号）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、当分の間は、従前の様式によることができる。

2 府中市水道課職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和43年府中市水道事業管理規程第4号）は、廃止する。

附 則（平成9年12月1日水管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日水管規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月20日水管規程第3号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日水管規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日水管規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（省略）